

空き家の適正管理の普及・啓発P R動画作成業務
及び情報発信業務
公募型企画提案競技実施要領

埼玉県都市整備部建築安全課

1. 委託業務内容

空き家の適正管理の普及・啓発PR動画作成業務及び情報発信業務（以下「本業務」という。）

2. 委託業務概要

本業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3. 予算額

2,880,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格は
この範囲内で別途算定する。

4. 契約期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

5. 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （1）法人格を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （4）物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指定競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づく令和7・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のA、B又はC業務として登録された者のうち営業品目（小分類）に「映画又はビデオ制作業務」を含む者又は令和4年4月1日以降に、国や地方公共団体、民間企業等と契約金額が200万円以上の動画作成業務の契約履行実績を有する者であること。
- （5）企画提案書の提出時までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （6）企画提案書の提出時までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- （7）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

(8) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

(9) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

6. 選定のスケジュール

日 程	内 容
令和7年9月17日（水）	公募（ホームページ掲載）
令和7年9月22日（月）17時まで	質問の提出期限
令和7年9月26日（金）	質問への回答（HPに掲載）
令和7年10月3日（金）17時まで	企画提案競技への参加申込み・資格確認
令和7年10月10日（金）17時まで	企画提案書の提出期限
令和7年10月中旬	第一次審査（書類審査）の結果通知（県）
令和7年10月中旬～下旬	第二次審査（プレゼンテーション）
令和7年10月下旬	委託先候補者決定、契約締結

7. 質問及び回答に関する手続き

仕様書等に関する質問がある場合は、以下により質問書を提出してください。

(1) 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

ア 質問方法

「本企画提案競技に関する質問書」（様式1）に記載の上、13. 担当窓口・提出先のメールアドレスに送信すること。

※必ずメールの到着確認の電話をすること。

イ 質問受付期間

令和7年9月17日（水）～令和7年9月22日（月）17時まで

(2) 質問への回答

入札参加資格者全員に共通の質問に対する回答は、次のとおり掲示して行う。

ア 回答日時

令和7年9月26日（金）

イ 掲示場所

埼玉県ホームページ

8. 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加をする法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

(1) 参加表明（参加申請書及び誓約書の提出）

1. 「本業務に係る企画提案競技参加申請書」(様式2)
2. 「実施要領「6 参加資格」を満たしている旨の誓約書」(様式3)
3. 「類似業務実績調書」(様式4)

令和4年4月1日以降に、国や地方公共団体、民間企業等と契約金額が200万
以上の動画作成業務の契約履行実績を確認できるもの。

を提出すること。

※「類似業務実績調書」の提出は、埼玉県競争入札参加資格を有さない者のみ

(2) 提出期限

令和7年9月17日(水)～令和7年10月3日(金)17時まで

(3) 提出方法

電子メールで、13. 担当窓口・提出先のメールアドレスに送信すること。

※必ずメールの到着確認の電話をすること。

9. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

(1) 提出期限

令和7年9月17日(水)～令和7年10月10日(金)17時まで

(2) 提出書類

「本業務委託仕様書」の内容を十分に理解し、以下の記載内容を含んだ企画提案書を提出すること。

ア 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。

(ア) 表題(空き家の適正管理の普及・啓発PR動画作成業務及び情報発信業務)

(イ) 応募者の会社名、住所、担当者の氏名、電話番号、E-mail アドレス

イ 企画提案書の2ページ目は目次とすること。

ウ 企画提案書の3ページ目以降には以下の内容を含むこと。

(ア) 基本方針

(イ) 動画作成業務提案(大まかな絵コンテを含むこと)

(ウ) 情報発信業務提案(目標動画再生回数、情報発信戦略(広告方法)を含むこと)

(エ) 業務実施体制

(オ) 業務スケジュール

(カ) 自社のPRできる事項、過去の実績

(キ) その他、必要と思われる事項

(ク) 見積書(宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。代表者印の押印は不要。)

(3) 提出方法

企画提案書はデータ提出すること。(紙提出不可)

データ形式は PowerPoint 又は PDF に限る。データ提出にあたり埼玉県のファイル便を

使用する場合は事前に問い合わせ先に相談し、引き取り便の送付を受けること。

電子メールで、13. 担当窓口・提出先のメールアドレスに送信すること。

※必ずメールの到着確認の電話をすること。

(4) その他

ア 企画提案は、1 者につき 1 提案に限るものとする。

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

1 0. 契約先候補者の選定方法

選考方法の詳細は、埼玉県が設置する審査会で決定する。

なお、提出書類を提出した事業者が 1 者のみの場合でも、上記選考方法により、該当事業者選定の可否を決定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

提案事業者から提出された企画提案書を評価し、第一次選考通過事業者 5 社程度を選定する。提案書の提出が 5 社に満たないときは、全事業者をプレゼンテーション審査の対象とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査を通過した事業者を対象に Teams によるプレゼンテーションを実施する。

(3) 審査基準

審査にあたっては、審査基準を基に企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制等を総合的に評価する。

1 1. 契約の相手先の決定方法

(1) 埼玉県は、契約先候補者（審査の結果、順位点の合計点数が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、合計点数が 2 番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、合計点数が 3 番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

(2) 契約を締結する場合においては、契約金額の 100 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 埼玉県の競争入札参加資格を有する場合で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和 5 年 4 月 1 日以後に 2 回以上全て誠実に履行し、かつ、契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

- (3) 委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

1 2. その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出したもの。
- オ 提出書類に不足があるもの。
- カ 予算額を超える金額で見積書を提出したもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止または取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

1 3. 担当窓口・提出先

(名称) 埼玉県都市整備部建築安全課企画担当

(所在地) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(埼玉県庁第二庁舎1階)

(電話番号) 048-830-5524 (直通)

(メールアドレス) a5510-07@pref.saitama.lg.jp